

練情審査発第 3 号

平成 17 年 4 月 20 日

練馬区長 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

公文書部分公開決定に対する異議申立ての審査について
(答申)

平成 15 年 12 月 5 日付け練総情発第 131 号で諮問 (諮問第 43 号) を受けた『「会議・交渉記録、議事録」等区と西武鉄道との石神井公園駅高架に伴う再開発に関する協議文書』の部分公開決定に対する異議申立てについて、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

(答申第 29 号)

答申書（答申第 29 号）

1 審査会の結論

練馬区長（以下「実施機関」という。）が、平成 15 年 9 月 29 日付け受付番号第 70 号で行った、『「会議・交渉記録、議事録」等区と西武鉄道との石神井公園駅高架に伴う再開発に関する協議文書』に係る公文書公開請求に対する部分公開決定において非公開とした部分のうち別表記載の部分については非公開が妥当であるが、その他の部分はこれを公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 15 年 9 月 1 日に行った公文書の公開請求に対し、同月 29 日付けで実施機関が行った公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書、意見書および反論書において本件異議申立てに至る経過および理由を詳細に述べた上で、おおむねつぎのように主張している。

(1) 平成 14 年 8 月 6 日以前の会議・交渉記録について

ア 西武鉄道側より平成 14 年 8 月 6 日付け会議の資料として「石神井公園駅広場計画図（西武）」が提出されているが、このような資料が初めての会議資料として出てくるのは極めて不自然であり、何回かの会議の後、方向性が定まり計画図が書かれるのが自然だ。

イ したがって、実施機関側の平成 14 年 8 月 6 日以前の会議・交渉録は存在しないというのは誤りであることは議事録の流れ及び添付書面である図面・設計図で明らかである。

(2) 法人情報等の非公開理由該当性について

ア 実施機関側の非公開理由として、西武鉄道の技術上・営業上の秘密に関する情報をあげているが、黒のべた塗りの量から見ても技術上の秘密にまで踏み込んだ議論がされ、詳細設計および実施設計の提出がされているとは思えない。営業上の秘密も店舗の位置ぐらいしか考えられず、その情報を得たとしても西武鉄道所有物には手が出ないのではないか。西武鉄道は本事業による利益はあるが、決定的不利益など考えられない。

イ また、区民に混乱を起こすとの理由で非公開としているが、具体的にどのような

事態が生ずるのか説明してほしい。西武鉄道側が作成した資料に行政が如何に検討したか、議論したかを情報公開することが必要と思う。この議論の開示こそが行政の透明性を図る尺度であるし、行政の透明性が必要ということで情報公開という制度ができたのだと思う。西武鉄道が大地主というだけで協議するものではなく、駅前に土地を所有するものとして行政側が単独に西武鉄道だけと協議することなどあってはならない。

ウ 区として最終案を作成するにあたり、これまでの西武鉄道ならびに地元住民との話し合いがどのように行われ、どんな意見が出され、どのように取捨選択し、計画に反映したかを開示することは行政の責任として当然であり、西武鉄道との交渉経過を開示しないことは行政の説明責任からの逃避以外のなにものでもない。西武鉄道という企業が持つ社会性から考えても、企業の姿勢を住民特に鉄道利用者に、その経緯を含め開示することは、住民を代表して西武鉄道との折衝にあたった行政担当者の義務と考える。

4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対して実施機関は、非公開理由説明書および反論書において本件公文書を非公開とした理由をつぎのように説明している。

(1) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 西武鉄道の担当者および発言者氏名は、当該法人の一担当者を特定するものであり、条例第7条第1号にいう個人に関する情報に該当するものである。したがって、同号該当情報として非公開とした。

(2) 条例第7条第2号（法人情報）該当性について

『会議・交渉記録の「件名」の一部』

ア 上記非公開情報は、石神井公園駅とは別の駅であり、その内容は西武鉄道の営業活動上の秘密に関する情報で、条例第7条第2号にいう法人に関する情報に該当するため非公開とした。

『配布資料「件名、資料」の一部』

ア 上記非公開情報のうち石神井公園駅とは別の駅に関する情報については、前述の理由により非公開としたところである。

イ また、資料のうち「石神井公園駅広場計画図（西武）」、「石神井公園駅南口交通広場・用地費試算（概要）および「南北分離案」「高架下利用案」図（西武）」は西武鉄道が作成した資料であり、その内容は西武鉄道の営業活動上秘密に関する情報で、条例第7条第2号にいう法人に関する情報に該当するため非公開とした。

『議事録「議事概要」の一部および出席者の「発言内容」の一部』

ア 上記非公開情報の中には西武鉄道の技術上、営業上の秘密に関する情報が含まれており、公にすることにより西武鉄道の事業活動を害すると認められるため、条例第7条第2号該当情報として非公開とした。

イ また、西武鉄道からは「これらは協議段階中のもので、当社内部の検討経過や今後の協議の結果によっては変更が生じる内容もある。一般に公開された場合には当社事業に支障をきたすおそれがあるばかりでなく、区民に対して混乱を招いたり、連続立体交差化事業の進捗にも影響することが懸念される。従って、公開決定に反対する」という反対意見書が提出されている。

(3) 条例第7条第4号（審議検討協議情報）該当性について

ア 非公開情報のうち資料「石神井公園駅周辺地区まちづくりに係る覚書骨子（案）」および議事内容中の覚書締結に関する部分は、西武池袋線連続立体交差化事業と石神井公園駅周辺のまちづくり事業の推進を図ることを目的として交換する覚書について、実施機関が作成した骨子案をもとに西武鉄道と協議しているもので、最終的な締結に至っていない検討段階中のものである。したがって、当該情報は条例第7条第4号にいう実施機関における検討または協議に関する情報に該当し、非公開とした。

イ また、平成15年4月3日および同年9月1日議事録の内容は今後のスケジュールに対して出された意見であり、最終的な確認に至っていない調整段階中のものである。したがって、当該情報は条例第7条第4号にいう実施機関における検討または協議に関する情報に該当し、非公開とした。

ウ 同様に資料「西武池袋線（石神井公園駅付近）連続立体交差化事業について」中の都市計画決定年度についても東京都の関係部局間で調整中であり、公表できる段階に至っていないものであり、当該情報は条例第7条第4号にいう実施機関における検討または協議に関する情報に該当し、非公開とした。

エ さらに、会議記録には、事業化に向けた用地買収計画や工事計画など社内でオーソライズされていない検討中の情報が含まれている。こういった確定していない情報にもかかわらず公開すると、それがあたかも最終決定したのものとして区民に広まるおそれがあり、区民に混乱を与える原因となる。

5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

(1) 判断に当たっての前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号。以下「審査会条例」という。）第 1 条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による公文書非公開等決定に対し異議申立てがあった場合において、条例第 18 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非公開等決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査し、実施機関に答申する機関である。したがって当審査会は、本件処分の是非を、あくまで条例に則して判断するものである。

イ 条例第 7 条各号は、公文書公開制度にあって例外的に非公開とすることができる事項について定めている。

ウ したがって、当審査会は本件公文書の公開、非公開を条例第 7 条各号のいずれかに該当するかしないかを基準として判断するのであり、これに該当しないものは当然公開しなければならない。

(2) 本件都市計画事業について

実施機関の説明によると本件都市計画事業の概要は、つぎのとおりである。

ア 本件都市計画事業は、西武池袋線連続立体交差化事業（以下「立体交差化事業」という。）と石神井公園駅駅前広場整備事業（以下「駅広整備事業」という。）の 2 つの都市計画事業から成る。

イ 立体交差化事業は、練馬高野台駅付近から大泉学園駅付近までの間の約 2.7 km のうち約 2.4 km について鉄道を高架化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化するとともに、練馬高野台駅付近から石神井公園駅付近までの約 1.2 km について複々線化するという内容である。

ウ また、駅広整備事業については、高架下空間を北口駅前広場と同じ幅で南口に連結させて南北が一体化した南北広場一体案と広場を高架下ではなく青空の下に整備するという青空広場案の 2 案があり、現在の計画では南北広場一体案として整備するという内容になっている。

エ この 2 つの都市計画事業は個々には独立しているが、石神井公園駅周辺地区において駅前広場・都市計画道路の基盤整備などのまちづくりを進めることが立体交差化事業の都市計画決定、事業着手の促進につながることで、また駅広整備事業と立体交差化事業とは位置、構造など密接に関係するものである。したがって、両者の整備メリットを相乗的に生かしていくためには、計画の作成および決定手続を同時並行的に進めていくことが必要であることなどの理由から、実施機関としては一体として整備を進めている状況である。

オ そして、現在の本件事業の進捗状況であるが、都市計画決定を行う事業主体は東京都である。東京都において都市計画決定するまでの手続としては都市計画案の説明会、関係区市町村の住民及び利害関係人の意見書提出などがある。これらは終了しているとの説明であった。今後は東京都の都市計画審議会に諮問・答申を得た上で都市計画決定がなされるスケジュールである。

カ 当審査会は、以上のような本件都市計画事業の進捗を踏まえ、本件公文書の審査を行った。

(3) 本件対象公文書について

ア 本件処分の対象となる公文書は、つぎのとおりである。

平成 14 年 8 月 6 日 会議・交渉記録（以下「文書 1」という。）

平成 14 年 9 月 5 日 会議・交渉記録（以下「文書 2」という。）

平成 14 年 9 月 25 日 会議・交渉記録（以下「文書 3」という。）

平成 14 年 10 月 15 日 会議・交渉記録（以下「文書 4」という。）

平成 15 年 4 月 3 日 議事録（以下「文書 5」という。）

平成 15 年 9 月 1 日 議事録（以下「文書 6」という。）

イ 文書 1 から文書 4 までは実施機関と西武鉄道との打合せ内容を、また文書 5 および 6 は東京都、西武鉄道および実施機関の 3 者による打合せ内容を記録したものであることが確認できた。

(4) 条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 条例第 7 条第 1 号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては公開しないことができると規定している。

イ そこで、本件対象公文書についてみると、同号を理由とした非公開情報はいずれも西武鉄道社員の氏名である。これは、法人として打合せを行った一担当社員にすぎず、当該法人の代表者や役員のように商業登記簿等により慣行として公にされている情報ではなく、また、条例第 7 条第 1 号ただし書に該当するものでもない。したがって、当該情報を非公開としたことは妥当である。

(5) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア つぎに実施機関は、文書 1 から文書 6 まで中の『会議・交渉記録の「件名」の一部』、『配布資料「件名、資料」の一部』および『議事録「議事概要」の一部および出席者の「発言内容」の一部』について西武鉄道の技術上、営業活動上の秘密に関

する情報に該当するため非公開との決定を行った。

イ 条例第 7 条第 2 号は、法人の正当な活動利益を害することを防止する観点から非公開とすることのできる情報の範囲を定めるとともに、区民の生活に係わる社会公共的な理由から法人に多少の負担をもたらすことがあっても、なお公開すべき情報の範囲を定めたものである。そこで、本件非公開部分が本号に該当するかどうかについて判断する。

ウ 本号に該当するというには、当該情報を公にすることにより法人に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、具体的に当該法人の活動利益が侵害され、または侵害される蓋然性が必要とされると解する。

エ この点を踏まえて『会議・交渉記録の「件名」の一部』および『配布資料「件名、資料」の一部』を見ると、石神井公園駅とは別の駅に関する情報は実施機関において都市計画事業としては取り上げられておらず、あくまで西武鉄道が今後の事業展望として実施機関に情報提供したものである。したがって、当該事業情報は西武鉄道の今後の鉄道事業展開における重要な情報といえるものであり、営業活動上の秘密に関する情報と認められるものである。よって、当該情報は公にすることにより法人の事業活動を害すると認められ、当該情報を非公開としたことは妥当である。

オ つぎに『議事録「議事概要」の一部および出席者の「発言内容」の一部』ならびに文書 1 から文書 4 までに添付された資料について判断する。

カ 当審査会は、審査会条例第 7 条第 1 項の規定に基づきインカメラ審理により対象公文書の内容を見分したところである。本件都市計画事業についての事業主体は東京都であるが、実際の事業運営は東京都、西武鉄道および練馬区が共同して進めている状況がある。そして、具体的な高架化工事やその前提となる用地買収などは西武鉄道が東京都および練馬区から事業を受託して行っているものである。この点において西武鉄道は公共事業の事業主体に準じた立場にあり、本件事業に限れば通常の法人情報以上に公開される範囲が広がってもやむを得ない状況があると考えられる。

キ そこで具体的に各項目についてみると、まず高架化のスケジュールに関していえば事業進捗により詳細が明らかになっている部分については非公開とすべき理由は消失しているといえる。ただし、具体的な工事の進め方に係る部分のうち西武鉄道としてその詳細を明らかにしていない現段階における工事の規模や時期を示唆する部分に関しては当該法人の鉄道運行上の事業活動情報や資金調達等財務情報と密接に関連するものであり、当該法人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

よって当該情報は条例第 7 条第 2 号に該当すると判断する。

ク 用地買収に関する情報も同様に具体的な用地買収経費に関する部分および交渉相手に関する部分については、これを公にすると交渉における当該法人の財産上の利益を不当に害するものと認められる。したがって、当該情報は条例第 7 条第 2 号に該当すると判断する。

ケ つぎに、区と西武鉄道との覚書について実施機関から事情聴取したところ、平成 16 年 9 月に覚書に代わるものとして基本協定を西武鉄道と締結した旨の説明があった。当該基本協定の内容に関しては双方が一定の合意に達したものであるから、既にこれを非公開とする理由はないと考えるのが相当である。したがって、本件対象公文書中覚書に関する情報であって、当該基本協定に定められた内容は、これを公開すべきものと判断する。

コ 上記以外の非公開情報の中で本件都市計画事業に関連して区と西武鉄道との費用分担に関する情報があるので、これについて判断する。当該情報は立体交差化事業および駅広整備事業終了後の施設利用とその費用負担に関する内容であり、したがって現段階においてもなお協議中の情報である。当該情報は西武鉄道の経営方針や財務情報に密接にかかわるものであり、当該法人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。また、その発言内容は必ずしも西武鉄道社内において決定された事項に限定されてはならず、あくまで法人担当者としての発言も含まれている。そこでこれを公にすると、当該内容が西武鉄道の考えと受け取られ、様々な利害関係者から本来鉄道事業者が負担する適正な内容以上の負担を求められるおそれが生じると考えられる。本件事業が公共事業であることに鑑み、できる限りの負担を鉄道事業者が負うのは当然であるとする考えもあるが、先に述べた本来的に法人情報として保護しなければならない法益はそのような主張においてもなお堅持されるべきと当審査会は考える。よって、当該情報は条例第 7 条第 2 号に該当し、非公開とした決定は妥当と判断する。

サ また、平成 14 年 10 月 15 日会議・交渉記録中既存駅広残地利用および今後についての項目、および添付された資料のうち文書 1 の「石神井公園駅広場計画図(西武)」および文書 4 の「石神井公園駅南口交通広場・用地費試算(概要)」についても、上記コと同様の理由により非公開とした決定は妥当と判断する。

シ なお添付資料のうち「南北分離案」「高架下利用案」図については、実施機関の説明によれば既に公表しているとのことであった。したがって、当該資料については公開すべきものと判断する。

(6) 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

ア 当審査会は以上のように条例第 7 条第 2 号の該当性について判断するところであるが、同号は同号本文に該当する法人情報であっても同号ただし書に該当する場合はこれを公開すべきものと規定している。そこで、本件非公開情報が同号ただし書に該当するか、以下判断する。

イ 条例第 7 条第 2 号ただし書は、非公開情報に該当する法人情報について区民の生活に関わる社会公共的な理由から法人に多少の負担をもたらすことがあっても、なお公開すべき情報の範囲を定めた規定である。そして、同ただし書アは法人の事業活動によって人の生命、身体または健康に危害を加え、または加えるおそれがある場合に、同ただし書イは法人の違法または不当な事業活動により区民の生活に支障が生じまたは生じるおそれがある場合に、同ただし書ウは前記ア、イに準じて公にすることが公益上特に必要であると認められる場合に該当するときは公開が義務付けられるという内容である。

ウ これを本件非公開情報について検討すると、まずただし書アにいう「事業活動によって生じ、または生じるおそれがある危害から人の生命、身体または健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であるが、これは一般的には事故や災害等による危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、もしくは当該危害の拡大を防止し、または当該危害の再発を防止するために有用な情報を指すと考えられる。そこで、本件都市計画事業についてみると、当該事業施行に伴う周辺環境への影響については東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）に基づき予測・評価を行っていることが認められる。そして、環境影響評価書案を作成し、その説明会も開催している。それによれば、当該事業上ただし書アに該当するような具体的な危害を防止すべき状況があるとは認められない。

エ つぎに同ただし書イであるが、これは法人の違法または不当な事業活動により区民の生活に現に障害が発生しているか、あるいは近い将来障害が発生することが予想される場合は、区民の生活を保護するために公にすることが必要であると認められる情報は、その法人の正当な利益を害することがあっても公開するという趣旨である。この点について審査すると、本件都市計画事業上の違法性は認められず、したがって同ただし書イに該当する状況があるとは認められない。

オ 最後に同ただし書ウ該当性であるが、これはアまたはイには直接該当しないが、それらと同様の趣旨であり、情報の内容も類似しているものをいう。これを本件都

市計画事業についてみると、上記ただし書ア、イの適用においてみたように、その事業活動上公にする公益上の特段の必要性は認められないと当審査会は判断した。

カ 以上のように、本件都市計画事業においては条例第 7 条第 2 号ただし書適用の余地はないと判断する。

(7) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア 条例第 7 条第 4 号は、「実施機関ならびに国および他の地方公共団体の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれまたは不当に区民の間に著しい混乱を生じさせるおそれがあるもの」と定めて、審議検討協議情報の非公開要件を規定している。そこで、本件非公開情報が本号に該当するかについて以下判断する。

イ 条例第 7 条第 4 号により非公開とした情報は、資料「石神井公園駅周辺地区まちづくりに係る覚書骨子（案）」および議事内容中の覚書締結に関する部分ならびに文書 5 および文書 6 中の東京都と実施機関との協議情報である。前段の覚書に関する部分については、上記(5)ケにおいて述べたように既に基本協定が締結されたことにより非公開とすべき理由はないものと判断した。さらに加えていうならば、本号の適用を受けるものは実施機関内部において未決定の情報である。この点からすると、覚書骨子案は実施機関において作成したものと認められ、西武鉄道に対してこの案で協議するという意思決定が行われたとみなすべきである。したがって、審議検討中の情報とはいえず、本号適用の余地はないと考える。

ウ また、後段の東京都と実施機関との協議情報であるが、その内容を見分すると主に本件事業スケジュールに関するものであった。確かに実施機関が憂慮するように事業スケジュールが正式決定する前に不確定なスケジュール情報が外部に出しまうと区民の間に混乱を生じるおそれがあることは予想される。しかしながら、条例第 7 条第 4 号において非公開とされるべき法益というには単なる混乱では足りず、事業の存立にかかわるほどの影響の甚大さが求められると解する。

エ この点からすると、本件非公開部分は到底そのような情報には該当しないと判断する。また、本件処分時以降の事業の進捗状況を鑑みると、当該非公開部分はこれを公開すべきものとする。

以上のとおりであるので、当審査会は、実施機関が行った本件処分のうち別表記載の部分については非公開が妥当であるが、その他の部分についてはこれを公開すべきものと判断する。

6 審査会の付帯意見

当審査会の本件処分の当否に関する見解は以上のとおりであるが、審査の過程で感じたことを若干述べさせていただく。

(1) 平成 14 年 8 月 6 日以前の会議・交渉記録について

異議申立人は再三にわたり本件対象公文書について平成 14 年 8 月 6 日以前の会議・交渉記録が存在しないのは不自然であると主張している。当該文書については本件処分の対象ではないため、その存否については当審査会の判断するところではない。しかしながら、区の仕事の進め方が文書主義に基づくものである以上、本来は何らかの交渉記録を残すべきものとする。区民からすると結果的に事業の経過を辿ることができるのが実施機関の作成した公文書のみということも多々想定される。したがって、業務の必要性だけでなく、区民への説明責任を果たす意味からも、今後各種の記録は逐次作成し、保存することを要望する。

(2) 区民への情報提供について

練馬区では区民との協働の観点から練馬区まちづくり条例の策定に取り組んでいるという。本件都市計画事業は当該条例の適用を受けるものとはならないと思うが、今後のまちづくり事業を進める際には必要と思われる。本件処分との関係でいえば、事業が日々進捗していく中で公開できる部分あるいは時期ごとに区民への説明責任として適宜情報提供を行い、区民の当該事業への理解が得られるよう努められることを要望する。

7 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別表】

対象公文書およびページ	該 当 項 目	該 当 箇 所
文書1の1ページ	件名欄	石神井公園駅以外の駅
同	出席者欄	西武鉄道社員氏名
同	資料欄	下段資料名
同	内容欄	2行目
同	内容欄「石神井公園駅の鉄道高架化」の「高架化のスケジュール」項目	6行目から8行目まで
同	内容欄「石神井公園駅の鉄道高架化」の「用地買収」項目	1行目から3行目まで
文書1の2ページ	内容欄「～駅の高架化」の項目	全14行（項目名含む）
文書1の添付資料	「石神井公園駅広場計画図」および石神井公園駅以外の駅に関する資料	資料全体
文書2の1ページ	出席者欄	西武鉄道社員氏名
文書2の2ページ	内容欄「覚書について」の項目	7行目から10行目まで
文書3の1ページ	出席者欄	西武鉄道社員氏名
文書3の2ページ	内容欄「区・西武間の覚書締結」	17行目および18行目
文書4の1ページ	出席者欄	西武鉄道社員氏名
同	内容欄「南口駅前広場用地費試算」の項目	4行目および5行目
文書4の2ページ	内容欄「覚書締結」の項目	3行目から21行目まで
同	内容欄「既存駅広残地利用」の項目	6行目から8行目まで

同	同	13 行目および 14 行目
同	内容欄「今後について」の項目	1 行目から 3 行目まで
文書 4 の 3 ページ	内容欄「今後について」の項目	1 行目から 3 行目まで
文書 4 の添付資料	「石神井公園駅南口交通広場・用地費試算 (概算)」	「単価」、「面積」および「金額」の内訳
文書 5 の 1 ページ	出席者欄	西武鉄道社員氏名
文書 6 の 1 ページ	出席者欄	西武鉄道社員氏名
文書 6 の 1 ページ	議事概要欄出席者の項目	西武鉄道社員氏名
文書 6 の 2 ページ	議事概要欄出席者の項目	西武鉄道社員氏名

【別紙】

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成15年11月4日	・異議申立書の受理
12月5日	・練馬区長（実施機関）から諮問
平成16年2月16日 （第2期第18回審査会）	・本件異議申立てについて審査手続開始決定 ・実施機関の本件異議申立てに対する説明と審議
2月18日	・実施機関へ非公開理由説明書の提出要求
4月19日	・非公開理由説明書を受理
7月14日	・異議申立人に非公開理由説明書の送付と意見書の提出要 請 ・異議申立人に口頭意見陳述の希望について照会
8月30日 （第3期第5回審査会）	・異議申立人から提出された意見書の審査
9月 1日	・実施機関へ意見書送付
10月8日	・実施機関からの反論書を受理
10月29日 （第3期第7回審査会）	・実施機関からの反論書の審査
12月13日	・異議申立人からの反論書を受理
12月17日 （第3期第9回審査会）	・異議申立人からの反論書の審査
平成17年1月28日 （第3期第10回審査会）	・争点審査

3月14日 (第3期第11回審査会)	・実施機関から事情聴取
	・争点審査
4月20日 (第3期第12回審査会)	・答申内容の検討および答申文の作成
	・練馬区長(実施機関)への答申